

看護学テキストNiCE 精神看護学I（第2版 第1刷）

内容の一部補足のお知らせ

本書の一部内容につきまして、最新情報に基づき補足をいたします。

株式会社 南江堂 2017年2月

■「コラム5 犯罪被害者等基本法」（158頁）



コラム5

犯罪被害者等基本法

「誰でもよかった。人を殺して自分も死にたかった」といういわれのない第3者を巻き込んだ事件の報道が相次いでいる。このような通り魔的な犯罪に限らず、犯罪の被害者は心身に障害を残し、あるいは医療、介護費用の負担などの経済的問題に生涯にわたり苦しむこともある。しかし我が国では、犯罪被害者は無権利状態におかれ、公的な支援をまったく受けられない時代が続いた。

犯罪被害者の地道な運動は政党、国会を動かし、2004年、「犯罪被害者等基本法」が成立した（翌2005年4月に施行）。

法律前文は、多くの犯罪被害者は「十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった」という問題意識を表明し、「国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利権益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない」と宣言している。

この法律は、国や地方公共団体に犯罪被害者等のための施策の策定、実施を「責務」として課している。講ずべき基本施策の1つに以下のような保健医療サービスについての規定がある。

「犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講じる」